

イタリアの『福祉白書2003年』

宮崎 理枝

I 白書の目的と背景—EUとイタリアの社会政策の位置付けと現状

2003年2月、イタリアの労働・社会政策省から『福祉白書2003年 (Il Libro Bianco sul Welfare 2003)』(以下、白書と略記)が出された。「ダイナミックで連帯的な社会への提案」を副題とするこの白書は、社会的結束の実現と強化に向け、イタリア独自の社会モデル構築と公共政策の効率性の見直しを柱に、解決が急務とされるふたつの中心課題を掲げた。第一に、世界レベルでも極めて高い少子・高齢化率の進展という人口問題。第二に、家族政策の促進による血縁あるいは情緒的結束による、自助および相互扶助的な活動の評価と支援、すなわち家族の役割の重視である。この白書は、2001年10月に出された『労働市場白書』とともに、「労働市場の根本的な構造改革と福祉システムの見直し」¹⁾ の促進を目的とするものである。いずれの白書も年次刊行物ではなく²⁾、主として将来の政策の方向性と枠組みを提示するという意味合いが強い点、またイタリアの労働・社会政策省がしばしば福祉省 (Ministero del Welfare)と称されることからもわかるように、ここでの「福祉」とは社会全体の福利に関与する広義の内容を持つ点、これら2点の重要性には十分に留意すべきであろう。ヨーロッパ経済の低成長とグローバリゼーションの渦中にあっては、社会的支出の増大が極めて困難となる中、労働の場であれ福祉の場であれ、

「社会的結束」理念のもとで個人が能動的なアクターとしての意識を持つべきことを強調するものだといえよう。

近年、EU レベルでは、地域間の多様性を認めると同時に格差縮小を促し、各政策領域間の相関性を重視した、中、長期的な政策展開がみられる。社会政策形成の場においても、援助の対象を個別ではなく、それらに共通する社会的疎外の状況の構造的、複合的な性質に着目した介入が求められるようになってきた。経済成長の持続とそれを支える就労促進を目的とした、各国に共通の行動計画を伴った貧困対策や失業対策などの政策調整の実現は、ルクセンブルクプロセス(1997年)やリスボンサミット(2000年)の指針にもみられる。イタリア国内でも、2000年末の法律328号「福祉基本法(社会的関与とサービスの統括的システム実現のための枠組み法)」や「社会的介入とサービスに関する国家計画2000～2003年」では、対象集団別に公的援助や介入を分断してきた従来の社会政策の効率性、公平性、効果の低さを反省してきた。これらに続いて今回の白書では、公的制度と市民社会との間における「(領域)横断的発展(sviluppo orizzontale)」を指向する「新たな福祉システム」の構想が打ち出され、それに基づく制度改革が前進することになった。これは、とりわけ古い体質を残してきたイタリアの社会政策にとって、非常に大きな意義を持つといえる³⁾。

イタリアは、経済、人口規模でEU加盟国内でも

仏英に僅差で次ぐ有力国家であり、発言力も大きいにもかかわらず、福祉国家としては「地中海型」⁴⁾と称されるように特殊な立場にあり、その影響力も非常に小さい。実際、これまでの福祉サービスの国際比較においてもイタリアに関して指摘されてきたのは、おおむね低水準の給付額や普及率であり、あるいは比較に耐えうる全国レベルのデータの不在であった⁵⁾。今回の白書においてもまた、国内総生産に対する機能別社会保障給付費率のデータをとりあげ、イタリアとEU平均との間には、給付傾向に顕著な違いがあることが指摘されている。具体的な領域別にみると、家族、未成年、援助(assistenza)部門への支出の割合は、イタリアはEU平均の3分の1にとどまった。家族支援については、イタリア3.7%に対してEU平均は8.5%であり、イタリアではこの比率すらここ10年間で低下していた(1990年、4.4%)。さらに住宅問題では、EUの3.8%と比較して「ごくわずか」でしかなかった。しかしながら、ここでソーシャル・プロテクション全般についてみると、イタリアの25.3%に対してEU平均は27.6%(1999年)であり、両者の差は極めて小さいのである。このようなEU諸国との支出傾向の違いについて白書では、イタリアには「老齢」および「遺族」年金を過度に優遇し、保護するような領域間の不均衡や財源配分のまざさが存在しており、これらの見直しが必要であるとした⁶⁾。

今回の白書は、1章 ふたつの優先課題、2章 社会への投資、3章 制度機構、4章 社会行動計画、から構成され、「縦割り」行政への反省と改革への着手を意識して、従来型の援助対象の領域別での記述は極力避けられている。また、新しいイタリア型福祉システムの構想としてとりわけ特徴的であったのは、福祉における家族の役割に関する一連の言及であった。これらを踏まえて本稿では、イタリアの社会政策上の問題点と解決策を、家族関連の言及を中心に領域別にまとめ、「行動計画」の要約と吟味を試みた。

II 人口問題と家族—ふたつの優先課題

1 少子・高齢化

少子・高齢化の進展による人口問題の解決は、白書がイタリアの社会政策上の二大優先課題のひとつに掲げたものである。とりわけ、ヨーロッパでスペインに次いで低いイタリアの出生率(2000年の合計特殊出生率1.25)に関しては、その要因と背景のみならず、出生率回復の重要性、女性と労働との関係性を重視した「産む選択」と育児の支援策に至るまで、幅広い視点から言及している。まず出生率低下の歯止めについては、これまで中期的な選択や展望を伴った政策を政府レベルでの協議事項として、真剣に取り上げてこなかった点を反省した。次に少子化傾向の放置は、持続的かつ安定的な世代交代と経済成長、中でも労働人口の平均年齢の高齢化は労働市場への深刻な打撃となることを警告している。またこうしたイタリアの状況とは対照的に、ここ20年間で低い出生率の回復に成功したスウェーデンやフランスの事例をとりあげた。さらにコラムでは、現在のイタリアの出生率が仮に今後10年間でヨーロッパの平均値に達した場合の、新生児数や平均年齢、労働可能人口等が試算された。

この白書で、イタリアの少子化、すなわちイタリア女性の「産む選択」を妨げる一般的要因として挙げられたのは、育児と就労の継続を両立させることの困難であった⁷⁾。そのため、少子化対策と女性の労働市場への参入の促進を目的に、ヨーロッパでも利用者率が最低となっている(ヨーロッパ中北部—平均3~40%、イタリアー7%)⁸⁾保育施設の充実が掲げられた。2002年度の財政案では、保育施設における公的および私的サービスの拡充に5000万ユーロを計上し、さらに2003年度の財政案では、職場内の保育施設設置の実現に向けて基金が設置され、乳幼児の社会および教育サービス制度に関する法案が国会レベルでの案件となった。

またこの「産むことをめぐる個人の自由な選択」については、前述のような育児支援や税制の優遇等のフォーマルな領域での関与に加え、インフォーマルな領域における諸要因の重要性が指摘されている点は注目に値する。具体的にはこの産む選択が、(1)家族内での世代間支援の有無、(2)福祉に関する個人的認識、(3)自らの出生家族での生活経験、これら3点と密接な関係性を持つことが強調された⁹⁾。

次に、高齢化については、冒頭で「今後半世紀間の高齢化の進展に関する国際比較において、イタリアは(1位の)日本に僅差で次ぐ2位である。これは懸念すべき事態である」と言及された。とはいえ、こうした事態に伴い深刻化している高齢者の孤独や貧困、介護などの個々の問題¹¹⁾よりもむしろ、世代間の関係の中での高齢者の位置付けと役割に論点を置く内容となった。世代間関係の希薄化が進む中で、高齢者のみの世帯数の増加傾向があるものの、多くのイタリア人は高齢の家族を近隣に居住することでサポートしている点、また高齢者は援助を受ける一方では、家族の中で孫などの幼児への援助や介添などに大いに貢献している点が強調されている¹²⁾。

2 世帯と世代関係

近年イタリアでは、世帯数の増加と世帯構成人数の減少傾向がみられる。白書で世帯と世代関係の問題として取り上げられたのは、世帯主への社会、経済的依存ファクターが強い高齢者と若年者層であった。まず高齢者層についてみると、高齢者のみ(単身もしくは夫婦)の世帯数と1人以上の高齢者を擁する世帯数が増加し、複数の世代で構成される世帯数が減少していることが問題視された。ただ、親と子世代間で別居するケースの多くでは、近隣あるいは同一市内の居住を通じて、それぞれの独立性を保ちつつ頻繁な交流が確保されており、別居によって世代間に物理的距離が

生じることを問題と考えるイタリア人は全体の18%にとどまるという調査結果も挙げられた。

次に、社会、経済的に自立する年齢の上昇はイタリアの少子化の一因であるとして、若年層の親との同居率の高さがとりあげられた。18~34歳の独身男女で親と同居している割合は1999~2000年で60%にのぼり、年々上昇傾向にある。親との同居要因として挙げられた上位6位は、1位:自由の享受(48.1%)が圧倒的で、以下、2位:就学中(27.5%)、3位:定職を持たない(16.8%)、4位:住居賃貸・購入の困難(16.4%)、5位:親が(別居を)悲しむ(16.4%)、6位:独立の不安(6.7%)であった。また、上記2位の「就学中」の内訳は、25~29歳が16%、30歳以上でも5%を占めた。これに加え、上記の5、6位の心理的要因を含めると、若年層の親との同居率の高さと社会的自立の遅れとの間には相関性がみられる¹³⁾。さらにイタリアの第一子出産時の平均年齢はヨーロッパ内で最も高く、しかも年々上昇し続けている点が懸念されている¹⁴⁾。とはいえ、30代の有職者であっても親との同居を続けるケースが少なくないことから、白書では若年層の親との同居が一様に、就労インセンティブに対する著しい悪影響を意味するわけではないとしている。

III 政策活動の中心的役割を担う家族

1 今日の家族と福祉におけるその役割

現行のイタリアの福祉制度下では、公的部門と民間・非営利(第三セクター terzo settore)部門によって提供される援助は需要を満たしていない。そのため結局は、弱い立場にある者に社会的連帯を保証するのはその家族となり、彼らは重い責務を背負わざるをえないという状況がある。白書は、イタリアの福祉システムが、一方的な介入や給付が行われるという措置制度型であり、「欠如モデル(deficit model)」の様相を呈している点を率直

に認めている。また従来の政策ヴィジョン不在の状況と比べれば、社会的サービスの領域に持続的な解決策を打ち出した、2000年の法律328号「福祉基本法(社会的関与とサービスの統括的システム実現のための枠組み法)」¹⁵⁾の施行は意義があったものの、相互扶助的な集合体としての家族認識とそれへの評価は極めて限定的だとしている。実際、現状においても親族、知人、隣人のネットワークから提供される援助は全体の94%に相当し、あらゆる年齢層で相互的な援助の提供と享受が行なわれていること、中でも親子間のそれは、インフォーマル部門においても根本的な役割を担っており、年間で30億時間に換算される援助のうち、家族外からボランタリーに提供されるのはそのわずか5%にすぎないということが指摘された。

今回の白書では、家族関係の維持と強化をイタリア型福祉モデルの基盤に置くことが繰り返し強調されている。「家族は、子どもの誕生、失業、疾病等、ライフサイクルにおける重要な変化や、(援助を必要とするような)重大な出来事の発生時に、保護システムとして機能することで、強力な社会的緩衝(un potente ammortizzatore sociale)として存在してきたし、これからもそうであり続ける」のであり¹⁶⁾、「単なる個人の集まりではなく、親族ネットワークが、(リスク時の)援助手段を共通に管理するための基盤となる〈場(luogo)〉なのである。すなわち家族の役割は、福祉において中心的な存在なのだ」¹⁷⁾と位置付けている。

2 家族支援のための政策と手段—税制と家族手当の見直し

イタリアでは、他のヨーロッパ諸国との標準とは異なり、家族政策にかかる税制の整備が立ち遅れた。現在でも、子どもや要介護者などの扶養義務がある場合に、それらを考慮する控除制度はほとんど整備されていない。具体的に次のような事例

が挙げられた。いずれも名目所得3万ユーロで、2人の子どもを持つ世帯と子どもを持たない世帯間の直接税の格差は、ドイツで6000ユーロ以上、フランスで3000ユーロ以上であるのに対し、イタリアではわずか500ユーロに留まっている(2001年)。また、子どもを持つ夫婦と子どもを持たない夫婦に対する課税額を同一と仮定すると、それによつて前者の被る負のインパクトは全体で80~100億ユーロに相当すると試算された。これでは、とりわけ子どものいる低、中所得者層の経済的負担が大きく、出生率の低下を招きかねない。ケアや養育などの負担を持つ家族に対する税制上の優遇措置あるいは控除の未整備は、マクロ的経済戦略に対しても少なからぬ悪影響を及ぼす。一連の状況の打開策として2003年の財政法では、広範な観点から税制上の公平性の獲得を目的として、家族の規模を考慮した税負担の再調整の計画が盛り込まれた¹⁸⁾。

このように家族政策の重視と、少子化対策、就労インセンティブに有効な税制改革への着手と平行して、長年にわたる公正さを欠いた支給実態の放置によって、重大な歪みを抱えている現金給付制度の見直しがすすめられた。例えば、家族手当(assegno al nucleo familiare)は本来、大家族に対する構成員の扶養の負担を補助する目的で導入されたものであった。このため、1970年代には800万人以上の世帯主がこの家族手当を受給し、18歳以下の未成年の87%がその補助を受けていた。それから断続的な制度改革を経てきたものの、この25年間で家族手当への支出は4倍になった。これが、年金にあっては12倍に膨れ上がっている。白書では、財政面での逼迫、少子化と世帯構成人数の減少、平均寿命の大幅な伸びに加え、社会的背景も大きく変化した今日、現状にそぐわざその必要性も不明瞭である所得保障制度については改革が急務であることを強く示唆した。

IV 社会行動計画 (L'agenda sociale)

2000年12月のニースサミットでは、長期的な共通目標と計画を示した社会行動計画を採択した。これに準じるかたちでイタリア国内について作成されたのが、今回の白書の最終章に収められた社会行動計画であった。この行動計画は、「最大の統合を目指す諸領域間の連結のために緊密な活動を行うことで、政府の政治活動における社会政策の役割を明示するもの」¹⁹⁾とし、白書で提唱された新たな社会政策を、次のように位置付けている。世代間結束の強化をめざす共同体への参入を促進することから、共有と結束に基づく社会と共同体の特性としての市民参加圏と連帯のネットワークを発展させることにいたるまで、広範な活動分野を包括するものであること。また、福祉システムの組織化において、家族を活動的主体とし、これを最も基礎となるアクターとして導入する点の強調。さらに、援助や介入の必要に対処するだけの従来型の政策アプローチに替わるものとして、「水平的発展」のヴィジョンを提唱し、対象となる介入のマクロ領域とは、援助を必要とする特殊なカテゴリーの集団だけではなく、「われわれすべて」が包括され、同時に関与する場であること²⁰⁾。

行動計画では、6つのマクロ領域について、介入に関する次の下位項目、(1)目的、(2)対象者、(3)関与するアクター、(4)優先権、(5)国際的準拠、(6)関与する政策領域、(7)現行もしくは実行予定の活動、が言及された。この6つの領域と介入の目的は次のとおりである。

- ① 生活と労働領域への参入：児童、青少年、家族全体の生活の質を向上させることで、生活世界と労働市場への調和的な参入を支援する。
- ② 新たな連帯による普遍的サービス権：フォーマル、インフォーマル双方における連帯のネットワークの発展を通じて、すべての人々に「普遍的サービス」の権利を保証する。

- ③ 社会的包摂 (L'inclusione sociale)²¹⁾：多様な社会的脆弱性や周辺的状況、社会的疎外に陥る多大な危険性に対し、社会的統合を推進する。
- ④ 精神的、身体的自立：精神的、身体的自立が大きく制限される人々に対して、労働と援助へのアクセスを保証する。
- ⑤ 共同体の社会的結束：形成可能なネットワークを通じて個人と家族の社会的結束を促進する。それは、一方では世代間の団結を活性化するために、他方では社会的疎外の危機にある個人や集団の社会的統合を促進するために実行される。
- ⑥ 横断的（水平的）方策 (Misure di carattere orizzontale)：上述の5つの領域についての方策の実施とその評価を促進するために、一連の手段を明確化することを保証する。

以上の6領域すべてにおいては、「介入の対象者」と「関与するアクター」の双方に、家族が含まれており、これは、「家族を政策活動の中心に置く」という今回の白書の指針を体現するものであったといえる。具体的にみていくと、家族政策に関する直接的な言及としては、①における出生率回復のための支援として、税制優遇措置や職場内への託児所の設置。②での、新たな家族の形成や出産支援のための「社会政策のための国家基金」の投入。次に⑤では、2004年が国際家族年であることにあわせて、「家族の役割をいかに支援し、また介入計画の行程に参加させるかという課題への、新たな戦略と明確な回答を明らかにするため」の家族に関する調査の実施が掲げられた。

さらに、イタリア型福祉モデルを象徴するものとして興味深いのは、家族支援による間接的なケア支援策である。④の目的は、心身に障害を持つ人と、加齢によってそうした状態にある高齢者への自立支援であり、現状では、「高齢、障害、疾病による要介護者に対する社会および医療制度下で提供されるサービスは十分ではなく、要介護者とその家族への措置は急務である」とされた。とはいえ、介

入が優先されたのは、要介護者への個別の直接的な介護サービスの支給ではなく、「要介護者の在宅ケアにおける家族の組織的イニシアチブの強化とパウチャー制などの新しい方策に対する財政的支持」²²⁾(傍線は筆者、以下同)であった。続いて、⑤においても、その目的は「個人と家族の社会的結束を促進することであったが、具体的には「子どもや高齢者、要介護者に対して、個人が自由に責任を請け負うことは、道徳的のみならず社会的にも積極的な意義がある」また、国や地方の政策はこうした自由な活動(例えば、出産育児や介護)の中で、通常は概して女性にかかる過度の負担や他と相容れないファクターを除外し、調整しなければならない」²³⁾とされた。すなわち、④と⑤の双方においては、ケアの必要はインフォーマルな領域において解決されることが促され、政策的にはそうした自助努力を間接的に支援する形態が選択されたといえよう。

V 結語

以上、今回のイタリアの福祉白書において、とりわけ特徴的であったのは、自国の従来の社会政策上の失敗と弊害を率直に認め、将来的に行く末が懸念される少子・高齢化やグローバリゼーションに伴う諸事情の悪化を実際的な数値データを挙げて示し、従来型のソーシャル・プロテクションの維持が困難であることを明白に警告した点であろう。それらの解決に向けては、「社会的統合」や「社会的結束」といった理念に基づき、福祉という領域に留まらず、イタリア社会全体が今後目指すべき指針や枠組みが提示された。さらに、援助や介入の必要に対しては、措置から契約へといった制度的改革を超えて、社会構成員としての市民のアクターとしての主体的存在が強調され、その多様で柔軟な関与が不可欠である点、中でも家族がその中心的役割を担うことが期待された。

ごく最近からの傾向ではあるが、この白書を含

め、イタリアの福祉政策から幾分見えにくくなりつつあるカテゴリーがある。それは「高齢者」である。「日本に僅差で次ぐ2位」という超高齢化をめぐる諸問題はすでに非常に深刻なものとなっている。しかしながら今回の白書では、高齢者をはじめとしたケアや援助を必要とする個人と集団に関してよりもむしろ、彼らを援助することが期待される集団(主として家族)の方に言及の重点が置かれた。さらに、子どもや孫へのケアや経済的援助を通じて可能な、高齢者の家族や社会に対する貢献の重要性を指摘している。そこにはもはや、高齢者を年齢という区分のみから一方的に援助の対象とすることはできないという、同国の厳しい現状をも暗示しているといえよう。

繰り返すが、白書の中心に置かれたのは、世代間の結束を中心とした血縁ネットワークによる相互援助システムとしての「家族」であった。そこでは実際、「福祉の基盤に置かれるのは家族」であり、「援助を必要とする者への家族の役割が弱体化したり、小さくなるとすれば、あるいはイタリア社会における家族の伝統的な役割が失われたとすれば、その結果危機的状況に陥るのは、多くの個人のみならず、われわれの福祉のシステムの構造自体なのである」²⁴⁾とすら述べられている。2000年末の「福祉基本法」の第16条「家族的責任の重視(valorizzazione)と支援」においても、福祉政策上での家族の役割が重視されていたものの、今回の白書は「福祉基本法」の不十分さを指摘し、それをはるかに上回るかたちで、家族の重要性を強調した²⁵⁾。とりわけ、「産む選択」を常に新たな家族形成との関連の中でとらえ、またその家族形成の重要性に対する認識は個人的経験に負うものとするあたりには、イタリアの伝統的な家族主義理念がみられるといえよう。白書では出生率の上昇に成功した事例として、北欧やフランスをとりあげたが、イタリアの「産む選択」をめぐる状況は、政策的ビジョンをとってみても、これらの国々とは大きく異なっているのである。家族主義型福祉国家とし

ては、同様の少子・高齢化問題を擁する日本とも比較されるイタリアである。白書が提示した強力な家族主義路線が、とりわけ2001年の憲法5条改正以降の地方への自治権強化を通じて、今後の各自治体の福祉行政にいかに反映され、展開されるかは非常に興味深く、注目していきたいところである。

投稿受理(平成15年5月)

採用決定(平成16年1月)

注

- 1) Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, *Libro Bianco sul Welfare-proposte per una società dinamica e solidale*, Roma, 2003, p.6.
- 2) イタリアの労働社会政策省からの回答による。
- 3) Ibid., p.29.
- 4) Jozef Pacolet, Ria Bouter, Hilde Lanoye, Katia Versieck, *Social protection for dependency in old age in the 15 EU Member States and Norway*, European Commission, 1998, pp.20-22.
- 5) これらの要因として一般的に挙げられているのは、1970年代の地方分権による福祉政策の州への移管、とりわけ国内の南北間で顕著な経済・社会的格差、カトリック的な伝統的家族主義である。
- 6) Ibid., pp.25-26. 実際に白書では、90年代の財政健全化政策が社会的支出の抑制のみに終わってしまい、そこで支出削減の格好の対象となったのが、しばしば政治一社会の代表の(*la rappresentanza politico-sociale*)最も弱い者であったことを認めた。また、イタリアの貧困対策の効果は低く、対策の施行前後における貧困リスクの差は全体の3%に留まり、これはEU諸国ではギリシャに次ぎ低い値であった(EU平均は8%, 最高値20%)。
- 7) 一般的に、女性の出産・育児と就業との両立の困難は指摘されるところであるが、イタリアについてみると、その出生率の低さの要因に、女性の社会進出を挙げることは困難である。イタリアの出生率と女性の就業率は、ヨーロッパ諸国でも最下位に近い。(cfr.Censis, 2001, *Rapporto sulla situazione sociale del paese 2001*, Franco Angeli, p.204.)
- 8) Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, *op.cit.*, p.19. イタリアでは、3歳児以下を対象とした保育施設の収容人数は、この10年間で、私立施設では7%から20%に増加したのに対し、公立施設では増加なしという現状がある。
- 9) Ibid., pp.7-12.
- 10) Ibid., p.7.
- 11) Gruppo Abele, *Annuario Sociale 2001*, Fertrinelli, Milano, 2001; Ranci, C. eds., 2001. *L'assistenza agli anziani in Italia e in Europa : verso la costruzione di un mercato sociale dei servizi*, FrancoAngeli.
- 12) Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, *op.cit.*, p.10.
- 13) 今日イタリアで問題になっているのは、大学への進学率の上昇と修学年数の延長傾向である。そこには、特に入学試験がないものの卒業はそう容易ではなく、授業料が低額で、慢性的な就職難といった要因がある。
- 14) Ibid., *op.cit.*, pp.11-14.
- 15) 福祉基本法の全体の概要については、仲村優一、阿部志郎、一番ヶ瀬康子編2001「世界の社会福祉年鑑2001」旬報社, pp.70-71; 同朋の高齢者福祉関連事項に関しては、宮崎理枝2002「福祉改革法(2000年11月8日法律328号)とイタリア高齢者福祉サービスの可能性と問題点」『社会福祉研究』第85号pp.101-107を参照。また、イタリアの社会福祉関連の専門誌では、*Rassegna di Servizio Sociale*, annoXL, n.3(2001), *Prospettive Sociali e Sanitarie*, anno XXX, n.20-22(2000), *Studi Zancan*, novembre/dicembre n.6(2000)などで特集が組まれている。
- 16) Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, *op.cit.*, p.14.
- 17) Ibid., p.14.
- 18) Ibid., pp.17-18.
- 19) Ibid., p.33.
- 20) Ibid., pp.33-34.
- 21) Social inclusionの訳語としては、社会的統合(『海外社会保障研究』No.141(Winter 2002), p.2)やソーシャル・インクルージョン(『世界の社会福祉年鑑2003』旬報社2003年11月, pp.18-27;『月刊福祉 増刊号 新・福祉システムソーシャルインクルージョンの具現化』第86巻3号(2003.2))などがある。
- 22) Ibid., p.38.
- 23) Ibid., pp.39-40.
- 24) Ibid., p.13.
- 25) この変化の要因のひとつに、「福祉基本法」制定の半年後に中道左派から中道右派への政権交代が行われた点を挙げることができる。また、当然こうした動向に對しては、左派系勢力を中心に批判が相次いでいる。

参考文献

- Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali, 2003. *Libro Bianco sul Welfare -Proposte per una società dinamica e solidale*(同書は、イタリア労働社会保障省ホームページ <http://www.welfare.gov.it>より入手可能。)
(みやざき・りえ 国立社会保障・人口問題研究所
総合企画部客員研究員)